

表 1 環境影響評価審査会（第 2 回）における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>①全体的に、質問に対して個別に回答している印象があり、本事業の総合的なビジョンがみえてこない。例えば、みどりの連続性確保やグリーンインフラ整備等を行うのであれば、土地区画整理事業により自然共生街区を創造するという点を積極的に示す形にする等、本事業の総合的なビジョン（ランドデザイン）を明確に示してほしい。</p>	<p>提案書の「3.3.4 事業計画の概要」（pp. 3-3～3-11）で示した内容の作成に当っては、別紙 1 に示す範囲（事業計画地及びその周辺：約 100ha）における地域の課題を明確にし、課題解決のための方針を検討しました。</p> <p>その結果、本事業の計画テーマを「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」（提案書 p. 3-1）とし、まちづくりの基本方針（提案書 p. 3-5）を作成しました。計画テーマの趣旨は、別紙 2 に示すとおりです。</p> <p>今後、動植物が生息・生育することができる箇所を一部でも残せるように検討を行い、また、グリーンインフラ整備方針も合わせて、その検討結果を評価書案に追記します。</p>
	<p>②豊中岸部線の都市計画存続の理由として「他の路線の渋滞等の解消」を挙げているが、他の路線の渋滞状況について定量的に把握しているのか。渋滞が常時発生しているのか、一時的なのか等、詳細なデータを示してほしい。</p>	<p>渋滞状況については、定量的には把握していませんが、南千里と千里山を結ぶ市道や豊津の踏切周辺等において渋滞が発生している状況です。豊中岸部線は 2 万台程度、佐井寺片山高浜線は 1 万台程度の計画交通量を想定した幹線道路として位置づけられており、当該道路の整備により、宅地内を走行する交通量の大幅な減少が期待できると考えています。</p>
	<p>③豊中岸部線の都市計画の見直しにおいて、存続と判断した理由として「他の路線の渋滞等の解消」のみを挙げているが、実際には渋滞解消以外にも色々な波及効果があり、それらの費用対効果等も踏まえて総合的に判断したものとする。事業者の回答について、戦略的計画に基づく総合的な判断であることが読み取れる内容にしてはどうか。</p>	<p>都市計画道路（豊中岸部線）の見直しに当たり、計画論や必要性等の観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 吹田市都市計画マスタープランで「市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線」として位置づけられている（計画論）。 2) 本路線を整備することで、周辺道路の渋滞緩和に寄与する（必要性：交通処理機能）。 3) 駅や病院などの主要拠点へのアクセス道であり、歩行者・自転車交通が多く見込める（必要性：交通安全機能）。 4) 道路を敷設することにより、市街地を形成する機能を有する（必要性：市街化形成機能）。 5) 広域避難地（服部緑地）、府立千里救命救急センター、済生会千里病院へのアクセス道路である（必要性：防災機能）。 <p>との評価が行われ、「吹田市域における東西を結ぶ交通の確保を図る上で必要な区間」と判断されました。</p> <p>評価書案の事業計画部分に、本事業で整備する豊中岸部線と佐井寺片山高浜線の必要性・波及効果等を追記します。</p>

表2 環境影響評価審査会（第2回）における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	④「低未利用地による宅地の分断を解消するために土地区画整理を行う」とあるが、低未利用地が存在すると何が問題なのか。	事業計画地内の低未利用地は、接道がない私有地がほとんどです。そのため、地権者が個々に土地利用の転用を図ると、無秩序に土地開発が行われ、相互間の総合的な調整が難しく、秩序ある市街地整備に支障が生じることとなります。
	⑤低未利用地の解消は、個人（地主）のために行うということか。	個人のためだけでなく、「換地」により各地権者の土地を現況の用途以外にも利用可能な土地に再編成するとともに、「減歩」により公共用地を創出し、区画道路及び公園等の公共施設を整備し、地域全体の最適を図ることが目的です。
	⑥「吹田市の人口は、2030年まで増加した後、横ばいとなる見込み」とあるが、これは本当か。	「吹田市第4次総合計画」の「人口の推移と将来人口の推計」で示している数値を基に記載しています。
	⑦工事中においては、土砂や廃材だけでなく、コンクリート（アルカリ性）や溶剤等についても河川へ流出しないよう注意してもらいたい。	御指摘のとおり対応します。
	⑧土地区画整理事業の実施について、生物多様性の観点からはどのように考えているのか。 街路樹を整備しただけではみどりの連続性は確保できないのではないかと。土地区画整理事業では、現存の緑地を一旦更地にした後、緑地再生を行うものと認識しているが、一旦更地にすることにより、自然性の高い植物等が全て消失し、事業計画地内の生物多様性が失われるものと考えられる。一部の緑地やため池を残す等、現在の生物多様性を保全できる事業計画を検討してもらいたい。	事業計画地及びその周辺において動植物の現地調査を実施し、現地調査結果（重要な生息・生育環境）から生態系の現況を整理した上で、生態系の観点から影響の予測・評価を行います。 事業計画地の地形は起伏があるため、広範囲に切盛工事を行う必要があります。そのため、動植物の生息・生育環境が消失することも事実です。そこで、本事業では、動植物が生息・生育することができる箇所を一部でも残せるよう、事業計画において検討します。具体的には、動植物の調査結果、土地利用計画、工事計画及び換地に関しての地権者との協議を踏まえ、現状の環境を維持・保全することを検討します。
	⑨都市緑地法や都市農業振興基本法においては、都市農地が「都市にあるべきもの」として位置付けられているため、市街化区域内の農地はなくても良いという考え方はしないしてもらいたい。農地には、その他の緑地と異なる存在意義があるため、緑地の機能についても考えながら評価してもらいたい。	事業者としても、市街化区域だからこそ農地は貴重なみどりであるという認識をしているところであり、その存在意義はあると認識しています。事業計画地内の都市農地は、継続して、「都市にあるべきもの」として保全されるように地権者との協議を進めていきます。

表3 環境影響評価審査会（第2回）における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

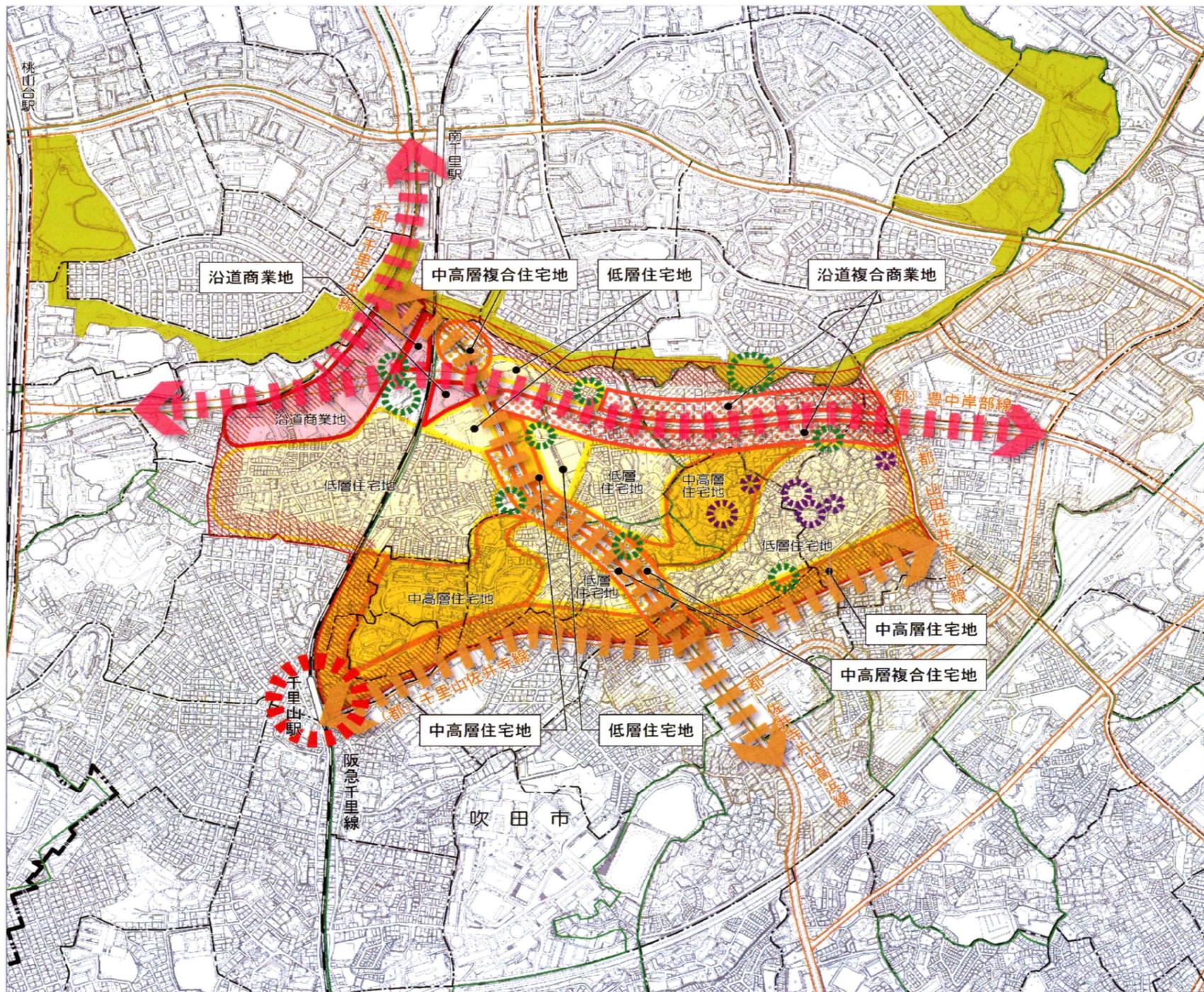
項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>⑩質問回答において「貴重なみどりとは、屋敷林等の都市緑地や公園等をさす」とあるが、本事業においては私有地の屋敷林等も保全するという事か。吹田市として、私有地の緑地も「貴重なみどり」と考えているのであれば、事業計画において私有地も含めた緑地の評価が必要ではないか。今回は土地区画整理事業であるため、私有地の土地利用については現時点で断言できないと思うが、私有地の緑地は貴重であるため、地区計画等を総合的に判断していく上で、私有地の緑地の保全等についても検討してもらいたい。</p>	<p>事業計画地内の私有地の緑地の一部は、都市計画法に基づき、生産緑地地区に指定されています。生産緑地は、換地後もその位置付けは変わらず、また、特定生産緑地制度の活用等、継続して「都市にあるべきもの」として保全されるように、事業者が地権者との協議を進めていきます。</p>
動植物、生態系	<p>⑪動植物調査について、提案書で示している調査回数では、事業計画地内の生息種・生育種を完全に把握できないのではないかと。例えば昆虫類であれば、調査日が数週間ずれるだけで確認される種は異なるものと思われる。調査回数をもう少し増やす等、調査計画について検討してほしい。</p>	<p>動植物の調査実施回数については、環境影響評価で通常実施する調査として、代表的な種が網羅的に把握できる時期であり、かつ、事業者が実施可能な現実的な回数を設定しています。</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）によると、動物相の状況の調査時期については「春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期を設定する」とあり、植物相の状況の調査時期については「春夏秋の3季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期に設定する」とあります。</p> <p>本事業では、提案書 p.7-7 に示すとおり、季節ごとに調査を実施する計画であり、哺乳類や鳥類等の調査項目に応じてそれぞれ複数回実施します。例えば、昆虫類については、春季・夏季・秋季の3回に加え、既存資料調査の結果ヒメボタルが生息している可能性が確認されたことから、ホタルの確認適期を考慮して初夏を加えた調査を実施する計画としています。</p> <p>また、1回の調査は、1日ではなく複数日で実施します。</p> <p>なお、現地調査は項目別の実施しますが、調査の際には対象とする項目の調査に加え、対象外の項目の補足調査も併せて実施するなど、確認の頻度を増やすことを検討します。</p>

表 4 環境影響評価審査会（第 2 回）における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
動植物・生態系	<p>⑫動植物について、種ではなく、生息地を部分的にでも保全することは可能なのか。生息地の保全が不可能であれば、四季調査だけでなく、調査箇所や時期に配慮した動植物調査を行い、確認種の記録だけでも吹田市立博物館等に残してほしい。調査箇所としては、事業計画地内のホットスポット（生物多様性が高く絶滅危惧種が多い地域）等も選定してもらいたい。</p>	<p>動植物が生息・生育することができる箇所を一部でも残せるよう、事業計画において検討します。具体的には、動植物の調査結果、土地利用計画、工事計画及び換地に関しての地権者との協議を踏まえ、現状の環境を維持・保全することを検討します。</p> <p>動植物の調査結果は評価書案及び評価書に記載することで公表しますが、評価書案等には記載しない事項も含む詳細な調査結果を吹田市立博物館へ寄贈することも可能です。</p> <p>なお、動植物の調査箇所は、事業計画地の全域（個人の宅地を除く）とその周辺を対象としており、どこかを選択的に実施する計画ではありませんが、ホットスポットが確認された場合には、重点的な調査を実施します。</p>

表5 審査会委員等からの質問（第2回）及びそれに対する事業者の回答【追加分】

項 目	意見の概要	事業者の見解
動植物・生態系	<p>⑬里山の名残が消滅すれば、これに依存する生物相が植物・動物ともに崩壊することは明らかである。植物に関しては一部移植という方法も考えられるが、動物に関しては難しいと思われる。したがって、十分に調査を行い、景観も含めて記録を残していただきたい。</p>	<p>動植物の調査は提案書に記載のとおり実施し、調査結果を踏まえて動植物が生息・生育することができる箇所を一部でも残せるよう、事業計画において検討します。 また、事業計画地内の里山の名残を残す地区については、評価書案に記載しない景観も含めて記録を残します。</p>
	<p>⑭記録を作成するには十分な調査が必要である。とくに昆虫類などの調査については各季節1回ではなく、月に1回程度を目安としていただきたい。とくに4から6月、および9月と10月には十分な調査を実施されることを期待する。</p>	<p>調査時期については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」等に記載の調査時期や他の事業の環境影響評価事例を参考に、既存資料調査結果を踏まえて検討し、適切に調査を実施する計画です。 なお、昆虫類調査については、春季（5月）、夏季（8月）、秋季（10月）の調査に加え、ホテルの調査として夜間調査を初夏（5～7月）に複数日に分けて実施します。また、水生昆虫（底生動物）の調査として2月、7月に調査を実施します。また、現地調査は項目別を実施しますが、調査の際には対象とする項目の調査に加え、対象外の項目の補足調査も併せて実施するなど、確認の頻度を増やすことを検討します。</p>
	<p>⑮水生昆虫についても十分な調査を実施されたい。</p>	<p>事業計画地内には複数のため池が存在しており、水生昆虫を含む水生生物（底生動物、魚類）の調査を実施します。</p>
	<p>⑯大阪府のレッドリストに記載される種が発見された場合も正直にそのことを記録に記載いただきたい。</p>	<p>大阪府及び環境省のレッドリストに記載される種だけでなく、確認された種はすべて正確に記録します。</p>
	<p>⑰記録については、広く公開できるようにしていただきたい。資料として公開する方法については紹介できると思う。</p>	<p>調査結果は、評価書案及び評価書に記載することにより公開します。また、評価書案等には記載しない事項も含む詳細な調査結果を吹田市立博物館へ寄贈することも可能です。ただし、絶滅危惧種等の確認位置に関する情報については、種の保存の観点に基づき、広く一般には公開しない方針です。</p>
交通混雑、交通安全	<p>⑱自動車交通量のみではなく、自転車交通量の推計も行い、適切な交通処理方法を検討してほしい。</p>	<p>提案書のp.7-10に記載のとおり、交差点において、自動車のみならず歩行者・自転車も対象とした調査を実施します。その調査結果及び事業計画から、供用後の主要な交差点の交通混雑(交通処理)を予測します。</p>
埋蔵文化財	<p>⑲当該地は現状では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、旧地形が良好に残る部分もあることから、その埋蔵文化財の取り扱いについて、今後も引き続き協議をお願いいたします。</p>	<p>埋蔵文化財の取り扱いについて、今後も引き続き協議を行っていきます。</p>



基本構想図

凡 例	
	調査地区
	土地区画整理事業区域(実施済み)
	都市計画道路
	市町村界
	町丁目界
	小学校区
	幹線沿道商業軸
	幹線沿道住宅軸
	公園・緑地
	歴史・文化拠点
	駅前商業拠点



【計画テーマ】

『ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代
が安心して暮らせるまち』

(趣旨)

当該地区では、すでに形成されている(都)千里中央線の幹線沿道商業軸から東西方向へ連続的に沿道商業軸を接続・形成することで、地区内外から多くのヒトが集い・交流する、千里丘陵地の中心として“新たなにぎわいステージ”の演出を図るとともに、より利便性の高い土地利用を促進します。

更に、幹線沿道商業軸に幹線沿道住宅軸も含めて、商業施設やその他生活利便施設、住居との混在・複合化等の土地利用のミクストユース化を図り、利便性の高い、多種多様な都市サービスを提供します。

一方、幹線沿道住宅軸の後背地において、高齢者から新しい居住する子育て世代までの多様な世代が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本テーマ① 人々が集い・交流し、にぎわう魅力的で品格のある商業地の形成

基本テーマ② 駅へのアクセス道路の整備と沿道系施設地の形成

基本テーマ③ 千里丘陵の起伏ある地形を活かした個性的な中高層住宅地の形成

基本テーマ④ 住宅需要に対応した多様な形態を有する住宅地の形成

基本テーマ⑤ 自然・歴史・文化が共存した趣のある低層住宅地の継承